

2024 年 10 月 マンスリーレポート

夜間・休日ワンストップ窓口への相談事例

(外国人患者を診療するための法的根拠に関するお問合せ)

ご相談内容：

オンライン診療を専門に行っている医療機関からの問合せ。

最近、訪日・在留を問わず外国人の受診が増えている。

外国人患者を診療するにあたり、法的にどのような配慮が必要か、また日本の公的医療保険に加入していない外国人に対し、自由診療を行うことに法的問題はないか伺いたい。

地域の保健所に問い合わせたところ、こちらの窓口を紹介された。

対応内容：

当窓口から以下を案内した。

- 国内で行われる医療行為に関しては、患者の国籍等に係わらず日本の国内法（医師法等）に基づいて行わなければならない。
国内の医師には医師法により「応召義務」が課せられており、また、これとは別に医療機関としても、患者からの診療の求めに応じて、必要十分な治療を行うことが求められるため、正当な理由がなければ単に患者の人種や国籍、文化の違いがあること等のみを理由として診療を断ることができない。正当な理由とは、患者とのコミュニケーションが取れない、患者の文化的・宗教的理由などにより診療行為そのものが著しく困難な場合等をいう。

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条 1 項

- 日本の公的医療保険に加入していない患者に関しては、患者の国籍等に係わらず自由診療を行うことで問題ない。
- 外国人診療に関しては、厚生労働省の「外国人患者受入れのための医療機関マニュアル」を参考にされるとよい。

外国人患者の受診受付の際に確認すべきポイントや、外国人患者向けの診療価格設定に関しても解説がある。

以上

【本事業事務局の連絡先】

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

担当者名 麻田・大久保

TEL 03-6757-1035 E-mail biz-d@emergency.co.jp